

第二種動物取扱業に該当する飼養頭数の下限値と
主な対象動物類について（例示）（案）

	分類	下限値	主な対象動物類
哺乳類	大型 （頭胴長おおよそ 1m 以上）	3 頭	クマ、ウシ、シカ、ウマ、ロバ、イノシシ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等
	中型 （頭胴長おおよそ 50cm ~ 1m）	10 頭	イヌ、ネコ、タヌキ、キツネ等
	小型 （頭胴長おおよそ 50cm 以下）	50 頭	ウサギ、モルモット、リス、マウス等
鳥類	大型 （全長おおよそ 1m 以上）	3 羽	ダチョウ、ツル、フラミンゴ、大型猛禽類等
	中型 （全長おおよそ 50cm ~ 1m）	10 羽	アヒル、ニワトリ、ガチョウ、カモ、キジ等
	小型 （全長おおよそ 50cm 以下）	50 羽	ハト、インコ、オウム等
は虫類	中型 （全長おおよそ 50cm 以上）	10 頭	ヘビ、イグアナ等 ただしヘビについては全長おおよそ 1m 以上とする
	小型 （全長おおよそ 50cm 以下）	50 頭	カメ、小型のトカゲ、ヤモリ等 ただしヘビについては全長おおよそ 1m 以下とする

大きさはオス成体の標準的なサイズから判断する。

特定動物の下限値はすべて3頭（羽）とする。